

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>名張市は、子ども・子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、その特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに個人情報保護に関する法令を順守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	なし

評価実施機関名
三重県 名張市長

公表日
令和3年6月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年8月法律第65号)、児童福祉法(昭和22年12月法律第164号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、子どものための教育・保育の給付に関する支給認定(利用者負担区分の決定等)又は子育てのための施設等利用給付の申請及び変更申請の受理、審査を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">①子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付に係る資料の提供等②子どものための教育・保育の給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)又は子育てのための施設等利用給付の申請の受理、審査、支給認定証及び施設等利用給付認定通知書の発行③子どものための教育・保育の給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)又は子育てのための施設等利用給付認定の変更申請の受理、変更申請に係る事実についての審査及び支給認定証、給付認定通知書の発行④子どものための教育・保育給付に係る支給認定証又は子育てのための施設等利用給付に係る給付認定通知書の再交付申請の受理及び支給認定証、給付認定通知書の発行
③システムの名称	子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、幼児教育無償化システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人番号確認票の綴り	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1. 番号法 ・第9条第1項 別表第一の94の項2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)3. 子ども・子育て支援法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">1. 番号法2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)3. 子ども・子育て支援法 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">1. 番号法 ・第19条第7号 別表第二の116の項2. 別表第二省令3. 子ども・子育て支援法
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子ども部保育幼稚園室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

三重県名張市役所 福祉子ども部 保育幼稚園室
〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地
電話:0595-63-7919

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

三重県名張市役所 福祉子ども部 保育幼稚園室
〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地
電話:0595-63-7919

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か

[1,000人以上1万人未満]

<選択肢>
1) 1,000人未満(任意実施)
2) 1,000人以上1万人未満
3) 1万人以上10万人未満
4) 10万人以上30万人未満
5) 30万人以上

いつ時点の計数か

平成31年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か

[500人未満]

<選択肢>
1) 500人以上 2) 500人未満

いつ時点の計数か

平成31年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか

[発生なし]

<選択肢>
1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	教育・保育の給付に関する支給認定、利用の決定、保育料の賦課及び徴収に関する事務を行う。	子どものための教育・保育の給付に関する支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請及び変更申請の受理、審査を行う。	事後	
平成28年6月20日	②事務の概要 【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】	①教育・保育の給付に係る支給認定申請書の受理、審査及び支給認定証の発行 ②教育・保育の利用申請書の受理、審査及び通知書の発行 ③保育料の算定、通知書の発行、徴収及び滞納管理	①子どものための教育・保育給付に係る資料の提供等 ②子どものための教育・保育の給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理、審査及び支給認定証の発行 ③子どものための教育・保育の給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理、変更申請に係る事実についての審査及び支給認定証の発行 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定証の再交付申請の受理及び支給認定証の発行	事後	
平成28年6月20日	2.特定個人情報ファイル名	保育所台帳ファイル、幼稚園台帳ファイル、滞納情報ファイル	個人番号確認票の綴り	事後	
平成28年6月20日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・なし	3. 子ども・子育て支援法	事後	
平成28年6月20日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (情報提供の根拠)	1. 番号法 ・なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・なし	1. 番号法 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 3. 子ども・子育て支援法	事後	
平成28年6月20日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (情報照会の根拠)	・なし	3. 子ども・子育て支援法	事後	
平成28年6月20日	5.評価実施機関における担当部署	子ども部	福祉子ども部	事後	
平成28年6月20日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	子ども部	福祉子ども部	事後	
平成28年6月20日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子ども部	福祉子ども部	事後	
平成28年6月20日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成26年10月31日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年6月20日	2.取扱者数	平成26年10月31日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	5実施機関における担当部署 ②所属長	貝増 輝幸	山岡 尚子	事後	
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長	山岡 尚子	(項目なし)	事後	様式変更による項目削除
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長の役職名	(項目なし)	室長	事後	様式変更による新規項目
令和1年6月21日	II. 1 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	II. 2 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	IV. リスク対策	(項目なし)	(様式変更による項目の追加)	事後	様式変更による新規項目
令和1年10月1日	②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年8月法律第65号)、児童福祉法(昭和22年12月法律第164号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、子どものための教育・保育の給付に関する支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請及び変更申請の受理、審査を行う。	子ども・子育て支援法(平成24年8月法律第65号)、児童福祉法(昭和22年12月法律第164号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、子どものための教育・保育の給付に関する支給認定(利用者負担区分の決定等)又は子育てのための施設等利用給付の申請及び変更申請の受理、審査を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	②事務の概要 【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】	①子どものための教育・保育給付に係る資料の提供等 ②子どものための教育・保育の給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理、審査及び支給認定証の発行 ③子どものための教育・保育の給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理、変更申請に係る事実についての審査及び支給認定証の発行 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定証の再交付申請の受理及び支給認定証の発行	①子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付に係る資料の提供等 ②子どものための教育・保育の給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)又は子育てのための施設等利用給付の申請の受理、審査、支給認定証及び施設等利用給付認定通知書の発行 ③子どものための教育・保育の給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)又は子育てのための施設等利用給付認定の変更申請の受理、変更申請に係る事実についての審査及び支給認定証、給付認定通知書の発行 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定証又は子育てのための施設等利用給付に係る給付認定通知書の再交付申請の受理及び支給認定証、給付認定通知書の発行	事後	
令和1年10月1日	3.システムの名称	子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、幼児教育無償化システム	事後	